

令和5年第4回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年4月4日（火曜日） 15時00分～17時22分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一
5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏
9番 小野 隆壽 10番 小野 美智子 11番 竹中 裕子 12番 高畠 千恵美
13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 安藤 博 佐伯4区 山田 裕也
佐伯5区 笠村 由喜 佐伯6区 亀山 悦男 弥生2区市原 洋一 弥生3区 藤原 安政
宇目2区 小野 貴展 直川2区 曾根田 正弘 宇目2区 橋迫 新五 米水津区 今田 今義

事務局：事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
主事 小野 颯月 主事 児玉 真輝

農政課：総括主幹 河合 和政 主事 木本 匠

議事日程

- 第1 欠席委員の報告
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）
④非農地証明願について

事務局：そろそろ定刻を若干過ぎましたが、始めたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい、それでは、ただいまから、令和5年、第4回、佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、全員来ております。

農業委員16名中、16名でございます。

よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進員の出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせします。

なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和5年3月14日付けで8件となっておりますので、報告します。

それでは会長御挨拶をお願いします。

会長：はい先ほどの定義検討会に引き続き、総会ということで大変お疲れさまです。

今日の案件の中にはですね、前回、否決された案件が、再度また、出てきております。

前回内容的に質疑が少なかったということで、私も採決をちょっと早過ぎたのかなという反省をしているところでございます。

今日はですね納得のいく質問をしていただいて、賛成するにしろ、反対するにしろ、納得した形で、採決に臨んでいただきたいなというふうに思っております。

それではどうぞよろしくお願いいたします。

局長：はい、農業委員会、会議規則第4条により、会長が議長になりますので会長に議事の進行のほうをよろしくお願いいたします。

会長：はい。

それではしばらくの間議事進行を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事録署名人を指名します。

議事録の署名を16番、田原俊秀委員、17番、多田壽委員にお願いします。

議事に入ります前に、事務局から議案の説明をお願いします。

局長：はい議事に入ります前に事務局から議案の説明をいたします。

すいません一部ですね議事録、議案書の訂正があります。

先に訂正のほうをお知らせして、それから説明を始めたいと思っております。

議案書の2ページをお開きください。

農地法第5条の畑の面積を、畑の面積が1万2843.00平米から、はい。

あ、ごめんなさい。

1万2183.00が、それが、小数点以下が入ってなかったんですよそれで、それが1万2183.43.43がつきます。

12183.00のところは.43がつきます。

その右側、15734.00のところと同じく15734.43。

.43になります。

今度一番下のとこですね下の畑のところの合計のところでは。

これが16854.00。

これが修正されて16854.43。

いいですか。

その隣、もう修正する前が32894.49、これが、328944.92。

よろしいですかね。

ちょっと重複になりますけれども、通常どおり今の修正を含んで、読み上げて説明します。

その前、大変もう修正、申し訳ありません。

以後、注意を払ってですねこういった修正がないように努めますので、大変申し訳ありませんでした。

それでは農地法第3条件数は12件、田が、1万1211.49。

畑が、3403平方メートル、合計1万4614.49平方メートル、農地法第4条件数は3件田が、1278平方メートル、畑が1268平方メートル合計で2546平方メートル、農地法第5条、件数は19件、田が3551.1平方メートル、畑が1万2183.43平方メートル、合計で1万5734.43平方メートル。総数の合計件数が34件。

合計面積が、田が1万6000.40.49、畑が1万6854.43平方メートル。

総合計面積が3万2894.92平方メートル以上を提案いたします。

審議のほどお願いします。

会長：はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について議案審議いたします。

それでは3ページの1番から事務局の説明をお願いします。

なお本日担当推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見もあわせてお願いします。

事務局：住宅地図の冊子1ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地の申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で、米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と子の2人で行っているとのことです。

農地取得を米の栽培、及び、一部農地への進入路用地として利用する計画です。

取得後の耕作面積は87.3アール。

となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の使用は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

会長：担当推進者の意見も合わせて、

事務局：はい、担当推進委員さんからの意見は、特に問題ないとの意見をいただいております。

会長：はい。

事務局からの説明、そしてまた、担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の2番、3番について関連がありますので、一括で審議します。

それでは事務局をお願いします。

なお、本日担当推進が欠席のため、事務局より、推進委員の意見もあわせてお願いします。

事務局：はい、住宅地図の冊子2ページを御覧ください。

関連がありますので、3条の23を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は、自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人1人で行っているとのことです。

農地取得後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 105.3661 アールとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

なお、推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

会長：はい、事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは、3条の2番、3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、3条の2番、3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、事務局の説明の後、小野貴展推進委員からの意見をお願いします。

事務局：はい、住宅地図の冊子、3ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で、米や果樹、野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所持しています。

農業は、譲受人と妻の2人でやっているとのこと。

農地取得は果樹栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 98.53 アールとなります。

今後、引き続き農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

会長：はい、それでは続きまして、小野貴展推進さんをお願いします。

小野推進委員：はい、特に問題ないと思います。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

特にないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは、3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の5番についてです。

事務局の説明のあと小野推進委員さんからの意見をお願いします。

事務局：はい、住宅地図の冊子4ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と、子、孫の3人で行っているとのことです。

農地取得後は、果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は18.23アールとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

会長：はい。

続きまして、小野貴展推進委員さんお願いします。

小野貴展推進委員：はい特に問題ないと思われま

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の6番についてです。

事務局の説明あと、市原推進委員さんからの意見をお願いします。

事務局：はい、住宅地図の冊子5ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻、孫の3人で行っているとのことです。

農地取得後は、米を栽培するとのことです。

取得耕作面積は214.85アールとなります。

今後、引き続き農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

会長：続きまして市原洋一推進委員さんお願いします。

市原推進委員：特に問題はないと思われま

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、関連がありますので、3条の7番8番について一括して審議いたします。

事務局の説明の後、笠村推進委員さんからの意見をお願いします。

事務局：はい。

譲受人が同一なので一括して審議します。

住宅地図の冊子6ページを御覧ください。

譲受人が7・8、同一なので、一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行っているとのことです。

農地取得は、果樹及び野菜を栽培するとのことです。

取得後の耕作面積は103.61アールとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

笠村推進委員：はい。特に問題はないと思われま

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは、3条の7番8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はいないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の7番、8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、関連がありますので、3条の9番、10番について一括して審議いたします。

事務局の説明の後、松本推進委員からの意見をお願いします。

事務局：はい。

住宅地図の冊子7ページを御覧ください。

関連がありますので、3条、9・10を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は糸島市の借入れ地で、キクラゲを栽培しているとのことです。

糸島市農業委員会からの耕作証明書が添付されております。

農業経営に必要な農機具は、譲受人自身が代表取締役をしている法人から借りて行います。

農業は、現在、譲受人と父、子の3人で行っていますが、今後、2名ほど雇用する計画です。

今回の農地についての取得後は、営農型太陽光発電でマイタケを栽培する計画でございます。

農地については、譲受人が代表取締役をしている法人での取得と、譲受人個人での取得を計画しており、法人としての取得については、先月の第3回農業委員会で許可をされております。

太陽光発電施設を設置するためには、経済産業省からの認定を受ける必要があります。

先月の法人取得案件の2筆、本案件の2筆の合計4筆は、それぞれ筆ごとに、経済産業省から50キロワット未満の小規模発電施設の認定を既に受けております。

隣り合う農地の所有者または設置者が同じ場合や、隣り合う農地の所有者及び施設設置者が同じ場合には、認定を受けた小規模の発電の施設に該当しなくなります。

小規模発電施設として運営するには、同一の所有者及び設置者が、隣り合わないようにする必要があります。そのため、法人名義と個人名義に分けて取得することとなっております。

今回の営農型太陽光発電での、竹の栽培方法は、原木の伏せ込み栽培となります。

地面に設置した太陽光パネルの下に、深さ30センチほどの溝を掘り、菌を繁殖させた、15センチから20センチほどの原木を、溝の中に、2列に並べ土をかぶせた上に、落ち葉を敷きます。

マイタケの収穫時期は、10月下旬から11月頃となります。

収穫量の多い年、少ない年がありますが、一本の原木には、4年間でトータル4キロ、4キログラムの収穫ができる生産能力があるそうです。

原木は、3年から4年周期で布施換え作業を行いながら、マイタケの栽培を行っていく計画でございます。

今回は、農地法3条の申請ですので、所有権の移転する申請となります。

太陽光発電施設の一時転用申請については、所有権移転後に、農地法5条で申請することとなります。

今、農業委員さんのほうに、カラーの横刷りの、A4の分が今、御手元にあるかと思えます。

1263、配置図 1268 配置図というような、形であると思えます。

この、緑の部分が、土地で、黄色と赤の横になっているのがこれ一つの太陽光パネルの一つの塊だと思ってください。

で、これが下のほうに長細い土地があつて、この黄色の部分の太陽光パネルが、1263は7列で、1268は、8列の計画で行います。

それで計算をすると、土地の面積が1263、801平米で、パネルの面積、これは一つの固まりの面積が87.75平米、畝の面積が、この赤のラインが、畝の幅が大体3.6メートル、太陽光パネルの一つの固まりが15.658メートルで、面積が56.36平米、それが、太陽光パネルの七つの固まりが、こういうふうなイメージで伏せ込む計画となっております。

原木が、1263が1列当たり34本の計画ということになっております。

同じく1268も見方が基本、同じになっております。

この案件が先月、不許可になった案件でございまして、不許可の理由といたしまして、譲受人の今後、効率的に農業をしていくかっていう、3条の三つの柱のうちの、一つ、今後効率的に農業が行うことが見通しがちょっと足りなかったなというところで、不許可を出しております。

相手方の方にもお話をして、私3月の15日に鹿児島県の草子で、山林ではございますが、譲受人が、太陽光パネルの下で、マイタケをやっているということで、写真を現場に行つて撮りましたので、ちょっと見ていただきたいと思えます。

大体車でですね、佐伯市から、約3時間ぐらい、南下したところでございます。

それから都城インターチェンジで降りて、車で大体20分のところになります。

一応もこういった周辺の田舎でして、ちょうど赤丸にしているところは太陽光パネル江口さんの持っているところになります。

これがですね、道から右真ん中左っていう形で、全景をとっとります。

真ん中。左、これが江口さんの今、太陽光パネルを設置して、ここの一部にですね、マイタケと先ほど言いましたキクラゲも一部やってました。

これの全体の平面図はこんなイメージです。

右から下が道で、右真ん中左というような形で、こういったパネルの置き方でした。

はい。

この、この分はですね、実際、キクラゲの、干からびたものになります。

これが拳ちょっと小さめぐらいでした。

はい。

これが原木になります。

マイタケの原木になります檜木と言ってました。

これが大体、直径 15 センチから 18 センチの 20 センチぐらいです。

はい。

これが原木の、もう一つ、太陽光の塊の施設があるんですけど、そこで実際マイタケをしてたんですけど、ちょっと台風の被害で、今の場所に持ってきたやつを、もう一度使えるかもしれないということで今、カバーをかけたってですね、それを撮影して、もう撮影したものです。

はい。

この真ん中にあるのが、黒い分というのがこの前だけの部分になりますこれが拳大ぐらいの大きさがございました。

はい。

この部分が、手前の茶色いいところですね、トタンが置いとる。

ところがちょっと手前から、手前側に畝の実際、入れている写真、ということで取らしてもらいました。

はい。

これが右斜めにうっすらと、ある、畝がですね、ここが、実際、マイタケをとったここは取った後のところになるんですけども、手前に下へとマイタケがあったりして、ボラ土っていうような形で行っておりました。

これが実際ボラ土といいまして、水はけをよくしたりとか、酸性が強いもので防草効果にも役立つと。

ということでこれがボラ土というものです。

今、うっすら点線でですね右斜め前方に、実際のここは使った後、今休憩をしているところ、ということで、畝の幅が大体、真ん中から手前がぐらいにあるような形でございました。

はい。

これが実際、収穫した後の原木がありまして、これちょっと、もうこれはもう使えない部分なんだけれどもということであまりと取り除いて撮影をしたところでございます。

これもちょっと分かりにくいかもしれないけど真ん中台にですね、マイタケのものがありましたんで取ろうとしたところです。

ここもですね真ん中の側にですね、乾燥したマイタケのものになります。

これはまだ試験中といいな、と言っておりましたが空コンテナの中に3本ほど、原木を伏せ込んでいて、そこ、そこにし、ちょっと沈めて水はけをよくしながら、知見的行った結果、ここからでもしっかり前だけがとれたというお話を聞きました。

これが真ん中点線で大体囲っているところに、手前側が、コンテナから手前側、収穫後で今休ましているところなんですけど、コンテナから奥のほうにですね実際植えているというところの写真になります。

はい。

これが先ほど原木が植わったところの今休ましているところの写真になります。

これすいません、ちょっと分かりにくいかもしれないんですけど、1番奥のほうに黄色いコンテナがあるんですけどそこからちょっと手前がですね、手前側にちょっと草が生えてるんですけどここに今実際、原木のマイタケの分を伏せ込んで植えているというところで、場所になります。

これ参考までに隣のパネルの固まりのところで、キクラゲの、菌床のキクラゲ、の栽培をやっているということで、写真を撮らせてもらいました。

もう一つの固まりのところで、引いたところの写真でございます。

これも裏側からですね、先ほど1枚目の最初に出たやつのところの奥側から撮った部分で、この部分にキクラゲを栽培している写真です。

これが菌床のキクラゲで、ここの分はもう、ちょっともう使えないものだけれどもということで、中からちょっと出してくれたところですよこういった形で、キクラゲをやっているということでございます。

これが実際電源のお話もあったんで電源からコンセント引っ張ってっていうお話もあったんですね。

ここから電源を取るというような形で撮影させてもらいました。

水につきましては、水につきましてはタイマーで時期が来ましたら、定期的にタイマーをセットしながら、水の散水を基本を行いながら、定期的に見回りをやっているということでホースの写真を撮りました。

ここは水のほうの水道の確保の下のところで、下から塩ビ管を合わせて、掘ってですね、経由してホースをつくっております。

日向でも、マイタケが出来ないかなあっていうところで開いたところで、試験的に試してみたけれどもちょっと出来なかったちゅうところで、そういう写真を撮らせてもらいました。

これが全体の山林の太陽光パネルの外の部分なんですけど、次、こういった形で、防草効果がボラ土も効果的だということで、結構まいて、管理をしているというようなお話でございました。

以上簡単ではございますが、行った、視察の内容でございます。

一応、今3条の取得のお話なんですけれども、今後も営農型発電の株の方発電が出てくるということで、一応営農型太陽光用の営農計画書というの、つくってきております。

一応、読み上げます。

1263番地葛原ー1263番地は、農地面積が801平米に対して、営農型、発電設備の下部、下部の農地面積が516.62平米の計画でございます。

で、下部の農地における作付予定作物及び作付面積の予定といたしましては、原木のマイタケ

を1年目から516.62平方メートルを植えて、植えて作付をしていきたいという計画でございます。

営農に必要な農作業の期間といたしまして、1年目から10年目のスケジュールを出しております。

基本、もう天然に近い、栽培になりますので、1年目は原木を伏せ込んで、本格的な定植となるのが、2年目、から、年1回の、収穫、出荷ということで2年目から10年目も年1、定植収穫、出荷、基本、月でいきますと、6月定植の10、11月10月が収穫、11月が出荷。

っていう形で、2年目から10年目の農作業の期間の計画が出ております。

農作業に利用する農業機械としていたしましては、これが小型ユンボですね、ここの写真でも小型ユンボでは入る、ところは特に問題ございませんでした。

今回もそれで中を小型ユンボで掘って、埋設していくというようなことと、草刈り機、と、自動ラジコン形草刈り機を、法人、自分の会社なんですけど、借りて行っていきますと、いう、計画を出しております。

農作業経験等は、マイタケ栽培が約2年でキクラゲの栽培が約4年の農作業歴を経験というようなことでございます。

これが先ほど言ったのが、申請農地の1263番地なんですけど、1268番地も、下部における農地面積は、500農地面積571平米に対して326.26平米の下部の農地、営農型発電設備の下部の農地面積となります。

1年目から10年目の作付予定作物と面積につきましては、マイタケの計画しており、作付予定面積は326.26平米の計画でございます。

1268番地につきましては、先ほどの1263番地と同様の計画ではございますが、2年目から本本格に定植をし、収穫、出荷、これが10月11月でございます。

3年目以降ですね、6月定植の10月11月との収穫出荷というような、農作業期間の経営計画を出しております。

利用する農業機関につきましては、先ほどと1263番地の分と同様になりますので、省略は説明させていただいております。

一応、3条の取得、画面なんですけど、営農型太陽光がありきの計画でございますので、営農型太陽光用の営農計画書、国が出している部分を一応書いてくださいとお願いをしまして、現時点ではございますが、提出をさせていただいたところでございます。

すいません長くなりまして、一応、事務局からの説明は以上となります。

すいません。

会長：はい。

続きまして松本推進さんお願いします。

松本推進委員：説明を聞いて、いいんじゃないかなというふうに私は思います。以上です。

会長：はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんも、問題ないのではなかろうかなあというふうな意見のようでございます。

それでは3条の9番10番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

どうぞ。

波戸崎君。

波戸崎推進委員：6番の波戸崎です。

総括に質問なんですけど、ここの農地は、管理が行き届いているような状態だったんでしょうか。写真で見ると、結構、ぼそぼそされてるのかなと思うんですけど、率直な意見をちょっと聞かせてください。

事務局：はい。この鹿児島県、裾野市ですか、私から見たら、管理をされているほうだと思いました。なぜかといいますと遠隔地農業で、全国、3市ぐらいからの認定農業者を受けてる法人の個人の方が、定期的にずっといきながら、という中では、私は管理されてるなというふうに思いました。はい。

会長：ほかに御意見ございませんか。

波戸崎推進委員：はい、波戸崎君。残渣がちょこちょこ落ちたりとかっていうお話をちらっと聞いたんですけど、先日、この3条の案件になってる。農地の隣でイチゴを栽培されて方とちょっとお話ししたんですけど、やっぱりキノコバエとかですね、そこでキノコ栽培することによって、何かいろいろ、何て言う不利益じゃないですけど、何かこう弊害があるんじゃないのかみたいなことをすごくちょっと心配されてたんですよ。

で、3条の農地取得の主な要件として、周辺の農地利用に支障がないことだったりとか周辺の方々と、やっぱり何つうかね、どういう形で農業するかっていう、やっぱ共通の理解とかがやっぱり必要なのかなと思うんですけど、その辺は、クリアできるというか、お話し合いするような形にはなってるんですかね。

会長：はい、事務局。

事務局：事務局長の橋ですけど、昨日、3日か3日に、下で農業する江口さんと、ソーラーのコンサルティングをしている、人が一緒にですね、地主と一緒にいちご農家のお宅を訪ねて、説明に上がったと、というような報告は受けております。

どちらにしてもですね5条のときに、隣接者から説明を受けたり一定の理解があるとかいうような、書類をいただくつちゅうことでありましたので、急がば回れ ということで、早めに説明に行ったほうがいいですよという指導はうちのほうからしておりました。

昨日行ってですね、私もイチゴ農家の方から心配があって電話を受けてます。

ただ、業者のほうからは、昨日の面談の結果の報告は、もらってますイチゴ農家とは話してないんですけど、言いましたら、農家の方も、ソーラーそのものが駄目だっていう話じゃなくて懸念があるってということに対して、一応、イチゴのものができるのが11月でキノコがとれるのが10月だからとか、そういった説明じゃないんだよって私は説明をしました。

段差をなくす、きちんと管理する、腐った原木はちゃんと片づけるって、そういうことをお約束するっていうんか、覚書までが要るか要らんかお互いの話合いの中で決めることですけどそういった説明を真摯にやったほうがいいですって言ったら、そういう説明をして、一定の理解はいただいたという話は、昨日報告を受けました。

で、改めて5条のときに、隣接のところにもう一度話を行くっていう話をして書いたそうです。以上です。

会長：波戸崎君。

波戸崎推進委員：分かりました。

会長：ほかにどなたかございませんか。

はい、どうぞ。

岩田委員。

岩田推進委員：町の管理があるさ。

会長：今、三又委員を私示しました、三又委員。

三又委員：三又です。

こないだも言うたかもしれませんが、もっと皆さんの意見もあったと思うんですが、この太陽光を利用して、キノコにどういう得があるとか、そんなんがない限りはもうこれは上から遮光ネットを張るとかそういうんで私はいいいと思うんですが、広い思いで考えるとですねそういう太陽光の施設をしながら下に何かをつくと。

いうことが放任防止とか、荒廃防止にはなるかなと。

これは農業委員会に対して、少しは貢献してくれるのかなというような面もあろうかと思えます。しかしですねそれを許可するためにはですね、こないだ弥生の件も出ましたが、あれ後から聞いてみますと、あとは認定農業者じゃないから、3年に1回は申告し直してくれということでやっているこないだも出ましたが、この認定農業者になるますと、10年に1回とかいう更新とか、いうのも、もう聞きましたが、これ、報告はですね数字を変えていますけどんだけ取れるとかいう、ここまでは何にしてもですね、毎年か、毎年数字の報告とか、3年に1回認定農業者の国とか県のあれはないにしてもですね、佐伯独自でですね、そういう確認をとると。本人になってないとか、こういう、ちゃんと言ったとおり、それを継続してるかとか、いうようなことをとるような方法をですね、今後してっほうがですね、もういろいろ、横からいろいろ言われたときもちゃんという言葉が出ると思うんで、そこら辺をきっちり仕上げた中でですね了解してもらった中で、次出る補助の時も含めてオーケーを出していったらどうかなと思うんですが、どうでしょうか。事務局。

会長：はい、事務局。

事務局：はい。事務局の東木原です。

報告のほうなんですけども、5条の営農型太陽光の許可を受けてですね、太陽光発電設備が出来まして、営農が始まりましたですね制度上ですね、毎年、1回ですね、施設が出来完成して翌年の2月、毎年2月末までに、農業委員会ですね、営農型発電設備の下部における農地の農作物の収量等の報告を毎年1回2月末にですね、報告をいただくようになっております。

その中で報告内容が適切であったかどうかについて、必要な知見を有する者の意見等をいただきまして農作物の収穫されている場合にはですね収穫されて農作物の収量、及び品質等ですね、確認を毎年するようにしております。

会長：三又委員。

はい、どうぞ。

三又委員：報告はあくまで報告ですんで今現地に推進員の方もいますんで、毎年とは言いませんが3年に1回ぐらいはですね現地確認して、それが、現状と報告があつてるのかとかね、そういうのを確認すべきじゃないかなと思う。

そういうことがちゃんと決まりが出来ておればですね、今からこういうのが出てきてもですね、あんまり、本人対策もないようなことですから、あんまり拒否することではないかなと思って

おりますんで。

会長：はい、事務局。

事務局：一応報告を受けながらですね、定期的に、そこはもう現地に行ったりしてですね、確認をしていきたいと考えて、推進委員の方々も農業委員さん方々もその時はですね、御連絡いたしますので、現地の確認につき合っていただければと思います。

そういうふうな形でとっていきたいと考えております。

以上です。

会長：三又委員よろしいですか。

はい。

はい。

もう一度。

はい。

三又委員：現地見て、何らかの、それは、なされてなかったら何らかのペナルティぐらいのことは言うちょかんとですね、見て、聞いて、だけの話じゃもうずっと、上だけがメインになっていくんじゃないかと思っておりますんで、よろしくをお願いします。

会長：よろしいですか。

はい。

谷川委員。

谷川委員：8番の谷川ですが、先日ですね、3月3日の日にですね、この営農型発電について、参議院の予算委員会ですねこれが問題になって、そしてまたは3月の18日ですかねこれ衆議院の例もやっぱり、夕方この発電は問題だというような、意見がありまして農林水産大臣が、これは一応、見直そう。というような、検討し直すというような答えなんですよ。

だからその辺はやっぱその事務局もうまいと上層部に聞いてもらえますか。

お願いします。

会長：はい、事務局。

事務局：予算委員会、国のほうはちょっとすいません確認はまだちょっと出来てないんですけど、今の営農型太陽光の取扱いの通知はですね、今の現状の末木原が言った説明にはなりますので、ただ今後、大臣の方がですね、営農型太陽光については、見直すなり、何かこう、転用の考えを変えたりとかいうような発言が出るとるんであれば、この後多分、いろんな通知が変わってくると思います。そのときはそのときですぐ、柔軟に対応してですね、適切に処理をしたいと思っておりますので、はい。以上です。

会長：谷川委員。

はい、ほかにどなたかございませんか。

もうよろしいですか。

御意見が尽くしましたか。

はいそれではもう取り止め取りまとめたいと思います。

3条の9番。10番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の11番についてです。

事務局の説明の後、笠村推進委員さんからの意見ををお願いします。

事務局：はい、住宅地図の冊子、8ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と常時雇用2人、臨時雇用8人で行っているとのこと。

農地取得は果樹栽培するとのこと。

取得後の耕作面積は105.90アールとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明、以上です。

会長：はい。

それでは続きまして笠村推進さん、をお願いします。

事務局：はい。

以上になりますが、本日朝ですね、ここの申請農地の一部の隣接地の所有者から、こちらの窓口にくられまして、塀のは自分ところの所有しているところまで、ユンボなりで、削るなりの行為をされているということで現地に行ってくれということで、私と局長が、確認に行ったところ、実際その差、境界線、を超えるか超えないかはちょっともう、農業委員会のほうで分からないんですけども、譲受人の方とお話はしたんですけども、譲受人の方は、いや、ここまですべて自分のところだという主張もございまして、一応、今回、実際こういうことがあったということで、皆さんに合わせて、お知らせをしたところでございます。

あと、もう時間がなくてですね、現場に行きながら譲受人とお話をしたんですけども、なかなかちょっと折り合いがつかなくてですね、今に至っているところでございます。

一応そういった形の説明をさせていただきます。

会長：今朝の状況で、今、事務局から説明したとおりのようでございますが、笠村推進さんも、よろしくをお願いします。

笠村推進委員：境界の問題は別にして、土地の売買ですか、そのほうの、については、別に特段問題はないと思われ。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明でちょっと事務局のほうは戸惑っているというような状況でございますが、推進員さんからは、土地そのものについての問題はないというふうな、意見でございました。

3条の11番についてこれより意見等を求めたいと思いますが、どなたかございましたら挙手をもってをお願いします。

はい。

矢野委員。

矢野委員：7番の矢野です。

今の推進さんから土地がどうこう言うもんじゃないんですけど境と境界ということで、今朝クレームがついてると。

これについて我々は認めるか、もうはっきりしたことは分らないので。

何とも言いませんが、1番大事なことはないかなと。

思うんですよ。

その点についてはっきりするのはどうかこれが間違っていなければ何でもないので間違っ
てよその土地をやっちゃったと。

それも一緒に認めましたと。

ということになると、いかがなというかそれがちょっと心配になっております。

できることなら、ぴしゃっと、ここまでですよって途中でその枠内で、我々は認めるべきじゃな
いかなと。

要するに堺の、あれを火をつけるものになるんかなというそれだけの心配です。

土地のことに對しては何も問題はないんだけど、隣接するのはやっぱ堺関係はですね、きちっ
としていかなと、それもはっきりせんきに、うちが認めるというのは、私はいかがなものかなと。
思っております。

以上です。

会長：はい、ありがとうございました。

ほかにどなたかありませんか。

この問題境の問題ですからなかなか難しいんですけど。

はい、塩月委員。

塩月委員：はい。13番の塩月です。

重機でやっやっしてるんですよ。

それが大体、事務局のほうで見てどのくらいの出入りがあるんですか。

そこも分からないです。

事務局：もうそこは国土調査未実施のところですので、もう、今日来た方の主張と現場に行った方の主
張がもう食い違うがあるわけなんですよ。

もう古い字図しかないんですね。

塩月委員：本当に旧字図のまんまで、国調が入ってないっちゃうかねそうそうです。

それちょっと何やろう。

事務局：隣接地の方が朝来たのはまだ、所有者になってないのに、勝手に木とか切っているのか、どう
か。とかいうことも言われてですね、もう双方のちょっと主張が食い違うもんですから、ちょっととは
いえ今日言われて今日農業委員会っていうのも、言わなければいけないと思ひましてですね、ちょっと、
報告をさせていただきました。

会長：山田さんなんか参考意見ありませんか。

はい。

山田委員：3番山田です。

事務局に御確認したいんですけども、の発言の中で、許可も、まだ許可得てない間にですね、
いろいろユンボで、今度の新所有者になろうかという、譲受人が、いろいろユンボとかでやって
るっていうことだったんですけども、それが隣接されている方から、いいんかっていうふうな
感じでお問合せがあったってということなんですけど、回答としてはまずどのようにお答えになっ
たんでしょうか。

これに関しては。

会長：はい事務局。

事務局：通常、3条の耕作目的で、遊休農地荒廃農地を取得で耕作をする方については、事前に所有者等

をお話しして、草刈りぐらいはやってくださいね農業委員さん見に行きますんでっていう、形で周知はしております。

今回もそういった形をお願いをしたところをきれいになったところなんですけど、ユンボをでっていう、様は言うまではそんなに激しくはやっていないです。

ただその、堺がもう、ここを超えて俺のところに来たっていうので、ちょっと、トラブルになってですね、どういったことかなというところがございます。

譲渡しに今の譲渡し人の人がもう、本来、堺を確定すべきことなんでしょうけれども、結構もう、御高齢で何か現場が分からない状況というところもありましてですね。

朝、こういったことを受け、がございましてちょっと御相談したいなというところがございます。はい。

会長：山田委員。

山田委員：はい、御説明ありがとうございます。

必要以上に、ユンボを使って耕作してるとかそういうところではなくて、こちらから依頼した範囲内のユンボ使用ということだったとは思うんですけども、隣接されている方との隣接地、堺ですよ。そこのずれっていうのはどれぐらいあるのか、もう1点だけ教えていただけますでしょうか。

会長：はい、事務局。

事務局：国土調査未実施なんでちょっと、どのくらいという数字はちょっとわからなかったという感じなんですけど。

会長：橋局長。

事務局：とですね、私と総括で朝行ったときは、譲受人が現場においてやっぱユンボに乗ってたんですよ。クレーム、その隣の俺方に入り込んでる人とは一緒に行ってなくて、今連絡とれて、一体、堺のどのラインで問題になってるかつちゅうのはちょっとは、1回、突き合わせよつちゅう話にしたんですよ。

だから、私が勝手にこのところで問題になってるって思ってたのが、案外違つたりしたらいけんから、そこの現場突き合わせるつちゅうことで、ただ、総括が言ったとおり国土調査のラインがないで、だから、どんだけつちゅうところも含めて、ずれがあるんかつちゅうところがあるんですけど、基本的に境界問題には入らないと。

うちの児玉のほうがですね、要は農地見に行ったら非農地じゃないかこれはって言われかねないような状況のところは、あと農地として使うのであればよ。

もう農地として使わんのやったらわざわざきれいにせんで非農地でいいじゃないですか。

だけど農地として使うんやったら、きれいにしとってやってくださいつちゅうときに、その地主がするんか今度買う人がするんかっていうのは、そこはもう、お任せで、ただ、ユンボを使うか使わんかつちゅうことは、相手方の人も、隣接者の人もユンボまでおまえどう使えって言うたんかつちゅうところがユンボって結構意味深いんですよ。

ただ、我々の認識としたら、一体ようにきちんとした形にしとってねっていうときに、刈り蒔機ですんだんかもしれん。だ、ユンボまでは要らんかったかもしれんけど、うちの資料としたらそん中をきちんと農地らしきものにしとってよって言った中で、たまたまユンボが出てきて、ユンボが隣接が主張する境の向こうまで行ったつちゅうところが問題なことであってユンボそのものが問題なんかつちゅう話とはちょっと別かなって思ってます。

だから、それについてはですね農業委員はどういう指導をしたんかっていうことは相手さん、隣接者の方が先ほど電話の中でも言うんだけど、それはうちは農地の適正化をせんと3条の対象にならんよっちゅう指導してるから、それは誰がきれいにするかっちゅうのは、それは、売手買手の話の中でいろいろあろうから、そこまで指定してるもんじゃないし、無断転用で許可が出るより前に、勝手に転用したっちゅう話とはちょっと別次元の話かなっていうふうな理解はしております。

会長：はい。山田委員。

山田委員：はい。了解いたしました。

会長：ほかに御意見のある方はおりませんか。

今、堺問題でトラブってる案件についてですね。

この委員会が採決をしたとなると、それがもう、さっき先走りますから、今回はこれ採決はちょっと出来ないんじゃないかなという、私なりの判断をしてるんですがいかがでしょうか。

矢野委員：はい。

質問いた7番の矢野ですけど。

それをはっきりせ、はっきり言ったように、ユンボを使って草刈りけん、前にも例があるんですが、竹切ってね言ったら、きれいにユンボでした。それはもう草刈り機で切ろうがユンボで切ろうがが問題ないけど、うちとしては、見たところ、畑にするという意味は組めたし、問題は堺でよその土地まで認めちゃったというのは、だからもうこれ、ちょっと時期早々になくても、それさえきちっとしていただければ、何の問題もないと思うんですけど。

そう思います。

会長：そのところ事務局のほうで、どうあってほしいとかいうのはありますか。

事務局：ですね、堺を、先ほども電話したんですけど、本来は今の地権者と、隣接者、ユンボに乗ってる人が買う人やな、買うんじゃから、本来やったら今持つてる登記の名義人と、隣接者の朝来た人が話して、解決するべき問題なんですけどさっき総括言ったとおり、今の所有者が相続か何かで、もらったから、よう分からんと。

今、朝来た人が世話してやいて地権者の、今、買う人に世話をやいてあげてて売するような段取りをしているような感じなんです。

だから、我々がひたすら言うのは、民の事は民で、きちんと、話を決めてやってくださいなね、おまえ見たら、これが正しいだろうって両方もがいくら言われても、我々はそういう仕事になってないからっちゅう話は、してます。

ですから会長言われたとおり本当に苦慮している中で、ただ、今ここで保留にしたときに、1か月間保留でまた次のときに、申請をするのか、それとも保留は受け付けとって、問題が解決した時点でですよ、1か月待たんでもう今時点で条件付なりで、その問題が解決するのであれば、許可書が発行してもよいとか、そういった答えでいくのか、それとも解決しましたよと、皆さんって言って、1か月のところの総会でやるんか。

っていうやり方がまず、二つあるかと思ってます。

それと、果たして解決するんかなっちゅうところも、思ってます。

ただ、あくまでもうちとしたら、解決を図ってください何ぶん今日、今朝のことが、今の総会だから、こちらとしてもなかなか対応が出来てないというのが実情です。

ですから、本音を言いましたら、答えは、今んところうちとしてもこっちの方向でとかいうところ

はとてもじゃないけど出しきらない、農業委員さんに諮って、その方向性を出していただきたいというのは本音です。

会長：はい。

事務局からいろんな案が出ましたけど、これは条件付で、許可するということはちょっと私としては考えにくいんですね。

したがって、もう保留にするとか、保留ということが、いいのかどうか分かりませんが、用地問題が境界問題が解決して、新たにまた、申請をし直してもらおうと。

そういう方向で、いったらどうかと思うんですけど皆さんいかがでしょうか。

だからどなたでもいい結構です意見があれば、よろしいですか。

この案件に。

会長：はい、局長。

事務局：保留っていうやり方で行った時にですね、私が農業委員会に来てから、1回だけです。

ソーラーシェアリングの関係で保留っていう判断をしたことがあります。

それは、1回取下げで新たに出すんじゃなくて、申請を受けたままの状態、結論がまだ出ないからちゅうことで、取上げて出すんじゃなくてそのまま申請が続いているような状態。

っていうような言えたのが1回あります。

だから、今回ところは、そこ、その辺がどういう方向になるのか。

保留っていうのか、どういうところかちゅうのは、ある程度相手方に対しては、結構、刺激的かなっていうふうなふうは思います。

山田委員：3番の山田です。

今局長がおっしゃったようにやっぱり取下げ、私も申請者の側に立ったことがあるので、ちょっとやっぱり取下げっていうとかなり精神的なリスクもあるので、一度来月まで、今日の今日ですので、来月の総会まで、保留という形期限付でつけておいて、来月までちょっとやっぱり結論が出てないというようなことであれば、またそのときに、新たな、決定をしたらいいのではないかなというふうに思います。

会長：山田委員から提案がありましたけども、保留にしたまま、来月のこの総会まで持ち越すと、いう形にしておいて、進展がなければ、またそのときに、皆さんで協議してもらおうと。

いう形でよろしいですかね。

今の意見に賛成の方ちょっと挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員賛成ということで、この案件については保留したいと思います。

続きまして3条の12番について、事務局の説明の後、安藤推進員さんからの意見をお願いします。

事務局：はい、住宅地図の冊子12ページを御覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地及び借入れ地で、米や麦を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農地取得を取得後は、米や麦を栽培するとのこと。

取得後の耕作面積は、1424.09アールとなります。

譲受人は農地所有適格法人であることを申し添えます。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障が予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

会長：はい。続きまして安藤推進委員さんお願いします。

安藤推進委員：はい。

この件は以前から農事組合法人が耕作しており、今回は所有者が変わったということだけなので、問題ないと思います。

会長：はい、ありがとうございました。

はい。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも、特に問題ないとの意見がございました。

それでは3条の12番についてこれより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの声がありましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、3条の12番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法3条の12件の審議を終わります。

続きまして5ページの議案第11号、農地法第4条の規定による、許可申請についてを議案審議いたします。

まず4条の1番についてですが、事務局の説明の後松本推進委員さんの意見をお願いします。

事務局：はい。

4条の1番について説明いたします。

お配りしてる地図の13ページを御覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第2種中高層住居専用地域の第3種農地の田、現況畑です。

賃貸用住宅としての用途による申請です。

申請人が二階建て2棟全12戸の賃貸住宅を建築します。

申請地では、二階建て2棟、合計建築面積375.99平方メートルの賃貸用住宅を建築します。

造成工事は、盛土を行います。土留め工事、コンクリートブロック積み、溶液等を設置するため、土砂流出崩壊の恐れはないと思われま

また、雄汚水雑排水は公共下水道に接続し、雨水は市道側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両(1)の両(イ)第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

以上です。

会長：はい。続きまして、松本推進委員さんお願いします。

松本推進委員：はい。

現地調査をいたしましたところ、特に問題はありませ

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございま

た。

それでは4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可といたします。

続きまして4条の2番について、事務局の説明の後、曾根田推進さんの意見をお願いします。

事務局：はい。

4条の2番について説明いたします。

お配りしている地図の14ページを御覧ください。

申請地は農業公共当主の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。

田と畑です。

植林の用途による申請です。

申請地は農地として耕作利用しておらず、管理の簡素化のために、クヌギを50本植林する計画です。

申請地は、付近に住宅がありますが、住宅のほうが、交渉にあるため、木が成長しても、日照通風の影響はないものと考えられます。

周囲に耕作中の農地はありません。

また、雨水は自然浸透する計画で、現状と変わらず、盛土や造成も行われないため、土砂の流出の恐れはないと思われま。

水利権はありません。

国基準は、運用通知第21両(1)(イ)、第2種農地の許可要件、申請に関わる農地にかえて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に解消します。

事務局説明は以上です。

会長：はい、続きまして曾根田推進委員さんをお願いします。

曾根田推進委員：はい。問題はありません。以上です。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしという意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

会長：続きまして、4条の3番について、事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見をお願いいたします。

事務局：はい。

4条の3番について説明いたします。

お配りしている地図の13ページを御覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第2種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。

賃貸共同住宅としての用途による申請です。

申請人が二階建て1棟8戸の賃貸共同住宅を建築します。

申請地では、二階建て1棟、建築面積247.51平方メートルの賃貸共同住宅を建築します。

造成工事は、盛土を行いますが、土留め工事、コンクリートブロック積み擁壁等を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水雑排水は公共下水道に接続し、雨水は市道側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして松本推進委員さんお願いします。

松本推進委員：はい。特に問題はありません。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということでいうことで許可とします。

以上で、農地法第4条の3件の審議を終わります。

続きまして6ページの議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず5条の1番についてですが、事務局の説明など、亀山推進委員さんの意見をお願いいたします。

事務局：はい。

5条の1番について説明いたします。

地図の15ページを御覧ください。

申請地は農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

仮設現場事務所、労務宿舎及び連絡車駐車場としての用途による申請です。

大分県が行う国道217号改良工事、戸穴バイパストンネル工事に伴い、工事を請け負う者が、工事期間中、現場事務所、労務宿舎及び連絡車駐車場として一時的に利用する計画です。

申請地では、現場事務所ルーム、労務宿舎を各1棟、職員、職員作業員、来客用の駐車場約33台分を設置します。

造成工事は、約40センチ程度の盛土を行いますが、盛土上にアスファルト舗装を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は、既設排水工を使用し、排水します。

なお、隣接の隣接地の同意は得ているとのこと

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2市、両(1)の両(イ)のCの両(エ)農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして亀山推進委員さんお願いします。

亀山推進委員：はい。

これは一時転用で問題ないと思われませんが、返還、3年後に返還される時のですね、返還条件、どういう形で返還されるか、ちょっと分かる範囲内で、説明をお願いしたいと思います。

会長：事務局のほうで分かりますか。

事務局：はい、事務局です。

ですね亀山委員さんがおっしゃるとおり一時転用期間は3年間ということでトンネル工事の本体工事に合わせて3年間ということになります。

工事が終わりますとですね、一応予定では、3年後なんですけども、2年、もう、2年半をちょっと超えたぐらいで工事終わってくるんですけども工事完了後はですね、盛土は40センチ程度行って盛土上にアスファルト舗装を行っているということで、原状回復を、もちろんいたしましてですね、造成工事40センチ程度行ってますけども、そちらの盛土のほうも一応現状の当初の現状のほうに回復するという事は、申請人の代理人の方から確認をとっております。

以上です。

会長：はい。亀山推進委員さん。

亀山推進委員：3年後にですね、今湿田状態なんだけどこれを畑のほうに、考えてるみたいで、アスファルトを撤去して、そのあと、ですね盛り土をして、湿原を畑状態にするということで、聞いておりますんでそのところの関係は、はっきりしてますか。

会長：はい、事務局。

事務局：はい、事務局です。

一応、盛土を行うということでアスファルト舗装して、一応原状回復通ってことは確認してます。

申請人の方からは、盛土して盛土を残してくださいとかいう話は私のほうはですね担当のほうは確認してないんですけども、残したいということになってきますとですね当初の原状回復という中で、盛土若干40センチ程度行ってんですけども、原状回復ということで考えたいと。

農地ではアスファルト舗装、剥いでですね、40センチ程度盛土が残るんですけども、周りが湿田ということで、もう盛土が残った状態で施政があるということを確認してですね、原状回復ということで、一時転用許可の完了を確認したいと思います。

以上です。

会長：はい、亀山推進委員さん。

亀山推進委員：一応これは返還時点です。

そこんどこ見届けてほしいと思いますんで、それがあれば別に問題ないと思います。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも、最後、現状をに戻す時の確認をしてもらえれば、特に問題ないんじゃないかという意見がございました。

それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ございませんか。

はい。

特に意見もないようでございますので、取りまとめたいと思います。

5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、5条の2番についてですが、本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

事務局：はい。

5条の2番について説明いたします。

地図の16ページを御覧ください。

申請地は農業公共当主の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地では、平成5年くらいまで根菜類を栽培しておりましたが、所有者は御自身の仕事があるため耕作管理していくことに苦慮しておりました。

申請地では、216枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1、1、両(1)の完了(イ)、第2種農地の許可要件、申請に関わる農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：推進さんの意見もあわせ。

事務局：担当の推進さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも、特に問題ないとの意見がございました。

それでは5条の2番について、これより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

特になしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の3番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事務局：5条の3番について説明いたします。

地図の17ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。
太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地は、耕作をしていた、祖父がなくなってから、長年、耕作していない状況です。

現所有者は市外在住であり、管理が難しいことから、太陽光発電施設として有効活用をしたいと考えました。

なお申請地は、令和3年2月8日付けで、農用地区域内農地から除外、農振除外されております。

申請地では、288枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い、使用するため、土砂流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可予定に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明、そしてまた、担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは、5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の4番についてですが、本日、担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

事務局：はい。

5条の4番について説明いたします。

地図の同じく17ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産者性の低い、第2種農地の畑です。
太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地は、以前イチゴの栽培をしていましたが、高齢である母と現所有者が離農したことにより、耕作をやめています。

何年も前から発電施設、発電施設用地として利用したいと考えていたことから、太陽光発電施設として有効活用したいと考えました。

なお申請地は、令和3年2月8日付けで農用地区域内農地から除外農振除外されております。

申請地では、288枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い使用するため、土砂流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明また、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の5番についてですが本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進さんの意見もあわせてお願いいたします。

事務局：はい。5条の5番について説明いたします。

地図の同じく17ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

所有者は、今まで遠方に住んでおり、長年耕作をしておらず、また耕作するための費用がかかることから、耕作そのものを断念したため、太陽光発電施設として有効活用したいと考えました。なお申請地は、令和3年2月8日付けで農用地区域内農地から除外、農振除外されております。申請地では、244枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可とします。

続きまして5条の5番についてですが本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事務局：はい、5条の6番について説明いたします。

地図の18ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地は以前から耕作しており、所有者は離農しており、今後も耕作の予定がなく、管理が難しいため、太陽光発電施設として有効活用をしたいと考えました。

なお、申請地は、令和3年11月9日付けで農用地区域内農地から除外、農振除外されております。

申請地では、172枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い、使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進さんからは、特に問題ない、ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい事務局からの説明また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見が、ございました。

それでは5条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい無しとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで許可とします。

続きまして5条の7番についてですが本日担当推進員さんが欠席のため、事務局より説明と、推進さんの意見もあわせてお願いします。

事務局：はい。5条の7番について説明いたします。

地図の19ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

植林の用途による申請です。

申請地のうち、一筆、南側は、昭和48年度にクヌギを植えていましたが、伐採時芽を、鹿から食べられ、現在は11本しか残っていない状況です。

ほかに柿の木が三本、しきみが2本、栗の木は1本残っており、購入後は、隣接申請地、北側とともに、クヌギを180本植栽する計画です。

なお、申請地のうち、一筆、南側は、譲渡し人の親が許可を得ずに、昭和48年度からクヌギを植林していたため、申請者からの始末書が添付されております。

申請地の西側は、里道挟んで山林であり、また、以前からも植林をしていたため日照通風の木影響はないものと考えられます。

また、雨水は自然浸透する計画で現状と変わらず、盛土や造成も行えないため、土砂の流出の恐れはないと思われま。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

すいません。担当の推進委員さんからはですね、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。

事務局としても断定については問題ですが、始末書からは、農地に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認出来、また、周囲への営農支障を来すことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思います。

以上です。

会長：はい。

事務局からの説明しましたが担当推進員さんからも、本件は無断転用ですけども、始末書も出ており、現地に関しては特に問題なしとの意見がございました。

それでは、5条の7番についてこれより意見を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、ありがとうございます。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の8番についてですが、本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進の意見もあわせてお願いします。

事務局：はい。5条の8番について説明いたします。

地図の17ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地は高速道路が出来たあたりから耕作はしていない状況です。

所有者は離農しており、管理が難しいことから、太陽光発電施設として有効活用をしたいと考えました。

なお、申請地の一部は農業用倉庫として利用されていましたが農業用施設に供する面積が2アール未満として、転用届出が提出されております。

太陽光パネル設置の際は、取壊し予定です。

本申請地は、令和3年2月8日付けで、農用地区域内農地から除外、農振除外されております。

申請地では、288枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事は行わず整地のみを行い使用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われ
ます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない意味での意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい、事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の8番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、5条の9番についてですが、事務局の説明の後、山田推進委員さんの意見をお願いいたします。

事務局：はい。5条の9番について説明いたします。

地図の20ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

資材置場用地としての用途による申請です。

譲り受け人の既存の資材置場は、現在船の備品、鋼管パイプ等鉦滓等パレット足場等を、関連会社の敷地内の作業ヤードに通行スペースに仮置きしている状況。

パレット足場材等を関連会社の敷地内の作業ヤードや通行スペースに仮置きしている状況であり関連会社の作業に支障をきたしているため、申請地を自社の資材置場として利用する計画です。

申請地では、隣接する、所有の宅地、東側から、資材の積み下ろしを行い、船の備品交換パイプ等、鋼材等パレット足場材等の資材置場、置場スペースとしても、スペースを設けます。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、ほかのそれはないと思われま。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局説明は以上です。

会長：はい。続きまして山田推進委員さんお願いします。

山田推進委員：特に問題はないと思います。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、5条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可とします。

続きまして5条の10番についてですが、事務局の説明の後、橋迫、藤原、推進委員の意見をお願いいたします。

事務局：5条の10番について説明いたします。

地図の21ページを御覧ください。

申請地は土地改良事業が行われた第1種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

貸人の子である借人は家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地は、令和5年2月21、1日付で、農用地区域内農地から除外、農振除外されております。

申請地では、木造二階建て、建築面積は81.00平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は盛土を行い、どこかで仕上げますが、土留めコンクリートブロックを設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽設置し、処理水は、道路側溝に放流します。

なお、雨水は水路に放流します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1両(1)、イの両(イ)のCの両(イ)第1種農地の許可基準の例外規定。

住宅その他申請に係る農地、土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして橋迫推進委員さんお願いします。

橋迫推進委員：直川2区の橋迫です。

はい。親名義の土地、畑に住宅を建てるということで、問題はありません。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは、5条の10番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

特にないようでございますので、取りまとめたいと思います。

5条の10番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、5条の11番についてですが、本日担当推進員さんが欠席のため、事務局より説明等、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事務局：はい。5条11番について説明いたします。

地図の22ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地では、平成元年ぐらいまで野菜を栽培しておりましたが、所有者は、御自身の本職があるため、耕作管理していくことに苦慮しておりました。

なお申請地の一部にクヌギが自生している状況です。

申請地では、248枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事は行わず、整地のみ行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の11番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の11番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、5条の12番についてですが、この件についても、担当推進委員さん欠席のため、事務局より説明と、推進委員の意見もあわせてお願いします。

事務局：はい。

5条の12番について説明いたします。

次の23ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地では、平成5年ぐらいまで根菜類を栽培しておりましたが、所有者は御自身のほかの仕事があるため、耕作管理していくことに苦慮しておりました。

申請地では、212枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い、使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われまます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の12番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

5条の12番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の13番について、ですが事務局の説明の後、今田推進委員さんの意見をお願いいたします。

事務局：はい。

5条の13番について説明いたします。

地図の24ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地は、申請者の親が、既に土地造成、砂利敷きを行っているため、申請者からの始末書が添付されています。

なお、申請地は令和5年2月21日付けで、農用地区域内農地から除外、農振除外されております。

申請地では、木造平屋建て、建築面積96.05平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま、利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理生活歳出、生活排水は合併処理浄化槽設置し、処理水は雨水とともに、道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして今田推進委員さんお願いします。

はい。当地はもうほとんど周りが住宅地になっておりまして、住宅地に住宅にする前にするときにですね10数年前に、始末書で出さずにですね、届出を出さずにしてましたんで始末書が出て

ます。周りもほとんど、畑はありませんし、造成地もちゃんとしてますんで問題ないと思います。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局から説明、そして担当推進課さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の13番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の13番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の14番についてですが、これもまた担当水産欠席のため、事務局より説明等、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事務局：はい。5条14番について説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地は、以前イチゴの栽培をしていましたが、高齢である母と現所有者が離農したことにより、耕作をやめています。

何年も前から発電し、施設用地として利用したいと考えていたことから、太陽光発電施設として有効活用したいと考えました。

なお、申請地の一部は農業用倉庫として利用されていましたが、農業施設に供する面積が2アール未満として、転用届出が提出されています。

太陽光パネル設置の際は、取壊しの予定です。

本申請地は、令和3年2月8日付けで、農用地区域内農地から除外、農振除外されております。

申請地では、192枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い、使用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明と担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の14番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の14番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の15番についてですが、事務局の説明の後、稗田推進委員さんは見えていますか。

すいません欠席でございますですね。

事務局説明など稗田推進委員さんの意見もあわせてお願いいたします。

事務局：はい。5条の15番について説明いたします。

地図の25ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

申請地では平成、5年ぐらいまで、茶を栽培しておりましたが、所有者は遠方在住のため、長年耕作をしておらず、耕作管理していくことに苦慮しておりました。

申請地では、隣接地の宅地西側とともに、86枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊すれば、ないと思われれます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進員さんからは、周辺住民への説明や同意もいただいているようなので、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明と担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは、5条の15番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の15番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成、多数ということで、許可とします。

続きまして、5条の16番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明、そして推進委員の意見もあわせてお願いします。

事務局：はい、56番について説明いたします。

小さな17ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

太陽光発電施設としての用途による申請です。

所有者は体調不良により耕作を行えず、管理も全く出来ないことから、太陽光発電施設として有効活用したいと考えました。

なお、申請地は、令和3年2月8日付けで、農用地区域内の地から除外の新了解されております。

申請地では144枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出崩壊をすれば、ないと思われれます。

また雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

会長：はい。事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、5条の16番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の16番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、5条の17番について、事務局の説明など、笠村推進さんの意見をお願いいたします。

はい。

事務局：「5条の17番について説明いたします。

地図の26ページを御覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第2種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

大分県が施行する、湯垣海崎停車場線道路改良工事。

用地買収、に伴う、現住所、現住居移転により、譲受人が住宅を新築することになりました。

申請地では、木造平屋建て、建築面積 85.01 平方メートルの住宅を建築します。
造成工事は、現状のまま利用するため、土砂流出崩壊の恐れはないと思われ
ます。
また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流
します。
水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1 両 (1) への両囲い第 3 種農地の許可要件、第 7 三種農地
の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は、以上です。

会長：はい。続きまして、笠村推進委員：さんお願いします。

笠村推進委員：はい。特に問題はございません。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございま
した。

それでは、5 条の 17 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5 条の 17 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可とします。

続きまして 5 条の 18 番についてですが、事務局の説明の後、藤原推進委員さんの
意見をお願いします。

事務局：はい。5 条の 18 番について説明いたします。

地図の 27 ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の他、
現況畑です。
一般住宅としての用途による申請です。

貸し人子である借り人は、現在の受住居が老朽化のため、新たに住宅を建築するこ
とになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積 75.87 平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われ
ます。

また、汚水処理生活排水は、集落排水処理施設に接続し、雨水は水路に放流し
ます。

弥生土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、既に地区除外さ
れており、埋立てもしているため、適当と認める旨の意見書が添付されています。

許可基準は、第 2 種、第 2 種農地の許可を要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい、それでは続きまして藤原推進委員さんお願いします。

藤原推進委員：当時は問題ございません。

さっきも事務局から話があったように、ここの集落は集落の雨水、それと雨水を集
める川、それと、このときは色の用水路がですね、兼ねておる、特殊なところ
です。

土地改良区からの問題、意見も問題ないということで、特にほかに考えられる問
題もありませんので、問題なしです。

会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見が
ございました。

それでは5条の18番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の18番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、5条の19番、19番について事務局の説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

事務局：はい、5条19番について説明いたします。

地図の28ページを御覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人の子供が成長し、実家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、隣接地の宅地、東側とともに、木造二階建て、建築面積78.66平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は、道路側溝に放流します。

なお、雨水は自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可余計に該当します。

事務局の説明は以上です。

会長：はい。続きまして市原推進委員さんお願いします。

市原推進委員：ここは、住宅地の並びで、そこに住宅を建てることで、特に問題はないと思われま

す。会長：はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の19番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもって、します。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の19番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで、許可とします。

以上で、農地法第5条の19件の審議を終わります。

それでは、今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第10号、農地法第3条の12件のうち11件は許可したいと思います。

次に議案第11号、農地法第4条の3件に、それと議案第12号、農地法第5条の19件につきましては本委員会としては許可相当として、県知事のほうに意見を進達したい、そういうことじゃないでしょう。

はい。

はい、許可したいと思います。

それでは、ここで一旦休憩とします。

何分、5分。

5分間の休憩といたします。

事務局：推進員さんは非農地の関係がある方のみ、非農地がない方はもうここで。

笠村さん非農地命ります。

曾根田さんあります。

あとは分かりませんが、集まり次第始めますので。

会長：はい。

それでは再開したいと思います。

それではただいまよりその他議案農用地利用集積計画案についてを議題といたします。

それでは、農政課お願いします。

農政課：お疲れさまです。

農政課の本本です。

前回の定例会でお願いしておりました、利用権の新規掘り起こしの再設定について、取りまとめいただいた計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

座って説明をして、御手元のも用地利用集積計画案を御確認ください。

表紙一覧表がください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間1年が一筆で3096平方メートル、契約期間5年が16筆で2万519平方メートル、契約期間6年が12筆で、9339平方メートル。

契約期間10年が28筆で2万2020平方メートル。

契約期間16年が2筆で1180平方メートル。

これは合計で59筆で、5万6154平方メートルとなります。

なお各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

また利用権の設定等を受けるものは公社となっているものにつきましては、農地中間管理事業としておりますので後ほど、農地利用促進計画案にて御説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長：はい。

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

それではただいまより、農用地利用集積計画についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして利用権設定の推進についてお願いということで、農政課、説明してください。

農政課：はい。要件設定の推進について、毎月、満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来者分については、該当する推進員の方より一層お出ししておりますので、相談等を受けた場合は、御助言のほどよろしくお願ひいたします。

また今回の利用権設定用紙の提出締切りは4月17日月曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各振興局のほうになりますので、御助言のほどよろしくお願ひいたします。

なお、設定用紙が必要な場合は、別途お届けいたしますので御連絡をいただきますようお願ひいたします。

以上であります。

会長：はい。今月の締切りは4月17日月曜日となっておりますのでよろしくお願ひします。

続きまして農用地利用促進計画案について、農政課で説明をお願いします。

農政課：農政課の河合です。よろしくお願ひいたします。

御手元の農用地利用促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、御覧ください。

今月の案件は、令和5年6月1日開始分の51件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目、田、13率で1万5253平方メートル。

契約期間6年のもの、更新で、登記地目田、12筆で9339平方メートル。

契約期間10年のもの、新規で登記地目田26筆、2万66平方メートル。

以上合計51筆、面積が4万4658平方メートルとなっております。

詳細につきましては、農用地貸付け調書を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長：はい。ただいまの農政課より、農用地利用促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願ひします。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

挙手全員ということで、農用地利用促進計画案についての意見は、特殊、特になしということとします。

続きまして非農地証明願についてを審議いたします。

1番についてですが、事務局の説明の後、笠村推進委員さんの意見をお願ひいたします。

事務局：はいそれでは非農地証明願の説明をしたいと思います今回7件あります。

それでは非農地証明願1番の説明をします。

調査は、3月7日に担当区の笠村委員と事務局2名で実施しました。

申請地は、佐伯市大字戸穴の3筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書のとおりです。

本申請地は、現所有者の父親が、農地法の知識がなく、昭和48年に2716番に住居を建築する際に、2715番にまたがり建築しております。

2726番の1及び2726番の2については、附属設備として、倉庫及び駐車場、庭園として利用され、

20年以上経過しております。

現況は、スクリーンに映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば、困難な状況です。

よって、本申請地は、農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

審議のほどよろしくをお願いします。

会長：はい。それでは、続きまして笠間の推進委員さんをお願いします。

笠村推進委員：はい特段問題はないと思われまして。

会長：はい、ありがとうございました。

ただ、ただいま事務局より1番の非農地証明願の説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、2番についてですが、事務局の説明の後、これ、大下推進委員さん残ってますかね。

事務局。説明書に合わせて、意見をお願いします。

事務局：はいそれでは非農地証明願2番の説明をします。

申請地の調査は、3月9日に担当区の大下推進委員と事務局2名で実施しました。

申請地は、佐伯市蒲江大字蒲江浦の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地の4509番の1には、所有者が農地法の知識がなく、平成3年頃に、ヒノキを植林しております。

また、4592番の1は、長期間耕作放棄されたため、雑木等が生い茂り山林化しております。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われまして。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なお、地元推進員さんからは、特に問題ないとの意見をいただいております。

審議のほどよろしくをお願いします。

会長：はい。

ただいま事務局より2番の非農地証明願の説明、そして推進委員さんからの特に問題ないとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい、ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして3番についてですが、推進委員の欠席や推進委員が欠席のため、事務局より説明の後推進委員の意見もあわせてをお願いします。

事務局：はい。

それでは非農地証明願 3 番の説明をします。

申請地の調査は、3 月 9 日に担当区の足田推進員と事務局 2 名で実施しました。

申請地は、佐伯市大字堅田の 6 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書のとおりです。

本申請地は、昭和 50 年頃の河川改修以降、耕作者がおらず、長年放置されています。

現所有者が平成なり、相続していますが、耕作する意思がなく、長期間放置されたため、竹が生い茂り、竹林化しております。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から見ても、生産性もなく、経済的損失を考慮すれば、困難な状況であると思われます。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 4 に該当します。

なお地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

会長：はい。

ただいま事務局より 3 番の非農地証明願の説明、及び推進委員からの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はいないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

次に 4 番についてですが、事務局の説明の後、笠村推進さんの意見をお願いいたします。

事務局：はい、それでは非農地証明願 4 番の説明をします。

今回非申請地の調査は、3 月 7 日に担当区の笠村推進員と事務局 2 名で実施しました。

申請地は、佐伯市大字戸穴の 5 室です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書のとおりです。

本申請地の 948 番については、現所有者が平成 28 年に相続していますほか、4 筆については、平成 3 年に異動を受けておりますが、所有者は千葉県在住のため、数年にわたり耕作放棄されたことで、森林化しております。

現況は、スクリーンに映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2-4 に該当します。

審議のほどよろしく申し上げます。

会長：はい。

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

笠村推進委員：はい。

問題ないと思われれます。

会長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より 4 番の非農地証明願の説明及び担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、5番についてですが、事務局の説明など、それら推進さんからの意見をお願いいたします。

事務局：はい。

それでは非農地証明願5番の説明をします。

申請地の調査は、3月9日に担当区の曾根田推進員と事務局2名で実施しました。

申請地は、佐伯市直川大字二田原の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、所有者が高齢のため耕作出来ず、長年耕作放棄されたことで、雑木等が生い茂り、森林化しております。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって、本申請時は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

審議のほどよろしくお願いします。

会長：はい、続きまして曾根田推進さんお願いします。

曾根田推進委員：はい。非農地として問題ないと思われます。

会長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より5番の非農地証明願の説明、及び推進委員さんからの、特に問題ないし、なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい、ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして6番についてですが、事務局の説明の後、山田美之農業委員からの意見をお願いいたします。

事務局：はい。それでは非農地証明願6番の説明をします。

申請地の調査は、3月20日に山田農業委員と事務局2名で実施しました。

申請地は佐伯市字二丁田の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、現所有者の父親が、農地法の知識がなく、昭和60年に倉庫を建築しております。

平成24年に現所有者が相続しております。

今回、所有権移転登記をするための申請になります。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、20年以上が経過しており、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば、困難な状況であると思われます。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

審議のほどよろしく申し上げます。

会長：はい、続きまして山田農業委員さん申し上げます。

山田委員：はい。特に問題ないと思います。

会長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局6番の非農地証明願の説明をして山田委員さんからの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、7番についてですが、事務局の説明の後、松本推進委員さんからの意見もお願いいたします。

事務局：はいそれでは非農地証明願7番の説明をします。

申請時の調査は、3月20日に担当区の松本推進員と事務局2名で実施しました。

申請地は、佐伯市中の島2丁目の一筆です。申請地の土地の表示申請人等は、議案書のとおりです。

本申請地は、昭和47年に住宅を建築する際の進入路として、佐伯市より道路位置指定を受けておりますが、隣接5725番の4の転用申請をする際に、本申請地が漏れていたものと思われま

す。現況は、スクリーンに映し出しているとおりの状況で、20年以上経過しており、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われま

す。よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

審議のほどよろしく申し上げます。

会長：はい。続きまして松本推進委員さん申し上げます。

松本推進委員：はい。特に問題はないと思われま

す。会長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より7番の非農地証明願の説明及び推進委員さんからの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい、ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の7件につきましては、承認したいと思います。

これにて全ての議案が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長、申し上げます。

副会長：これをもちまして令和5年第4回佐伯市農業委員会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

皆様お疲れさまでした。

(17時22分閉会)